

令和8年3月19日

行田市議会議長
福島 ともお 様

提 出 者

行田市議会議員	野 本 翔 平
行田市議会議員	木 村 博
行田市議会議員	斉 藤 博 美
行田市議会議員	小野寺 貴 男

議案の提出について

下記議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

件 名 行田市議会ハラスメント防止条例

理 由 近年、ハラスメントに関する問題が多く取り上げられ、議会においてもハラスメントのない社会の実現に向けた防止対策の強化が進んでいる。このため、議員間及び議員から職員へのハラスメントの防止及びハラスメント事案が発生した場合の対応に関する規定を新たに制定するものである。

議第 2 号

行田市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第 1 条 この条例は、行田市議会議員（以下「議員」という。）と議員又は議員と職員が互いに人格を尊重し、議会及び議員としての役割を十分に発揮するため、議員間又は議員による職員へのハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関し必要な事項を定めることにより、より一層市民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、相手方の人格若しくは尊厳を害し、又は相手方の勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。）を害することとなる行為をいう。
- (2) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与える行為をいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠したこと、出産したこと、妊娠若しくは出産に起因する症状により勤務することができないこと等に対する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に対する言動により相手方の勤務環境を害することとなる行為をいう。
- (4) モラル・ハラスメント 繰り返し行われる言葉又は態度などによって、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は議員又は職員の勤務環境を害することとなる行為をいう。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、誹謗中傷、風評等により相手方の人権を侵害し、又は不快にさせる行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員並びに同条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、

第3号の2及び第5号に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

（議員の責務）

第3条 議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントを行っていると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって事実を明らかにするとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

3 議員は、ハラスメントを行っていると認められる事態に遭遇したときは、当該ハラスメントを行っている議員に対して慎むべきである旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

（議長の責務）

第4条 議長は、議会におけるハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントに係る相談があった場合は、必要に応じてハラスメント防止のための措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

（研修等）

第5条 議長は、議員によるハラスメントの防止を図るため、必要に応じて研修等を実施するものとする。

（相談窓口の設置）

第6条 議長は、別に定めるところにより、議員によるハラスメントの相談に対応し、又はその円滑かつ公正な解決を図るため、ハラスメント相談窓口を置かなければならない。

（事実関係の調査）

第7条 議長は、職員又は議員から前条のハラスメント相談窓口にはラスメントに関する申立てがあったときは、別に定めるところにより、速やかに当該申立てに係る事実関係を調査しなければならない。

（対応措置）

第8条 議長は、前条の規定による調査によりハラスメントが確認されたときは、

当該ハラスメントを行った議員に対し、指導、助言、注意その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、前項の措置を講じたときは、ハラスメントの申立てを行った者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、議会運営委員会に報告し、かつ、当該ハラスメントを行った議員の氏名等を公表するものとする。

(プライバシーの保護)

- 第9条 議員は、ハラスメントに関する相談又は申立てを行った者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、当該ハラスメントに関し知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議長等の職務代行)

- 第10条 議長が相談又は申立ての対象となったときは副議長が、議長及び副議長が共に相談及び申立ての対象となったときは、相談又は申立ての対象となっていない年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする。

(委任)

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生したハラスメントについて適用する。